

防衛省訓令第70号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第5項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第25条第1項及び第36条の規定に基づき、航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月9日

防衛大臣 稲田 朋美

航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令の一部  
を改正する訓令

航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号の一に」を「日本の国籍を有する者で次の各号のいずれかに」に、「年齢18歳以上21歳未満の日本の国籍を有する者で航空学生試験に合格したものは、2等海士又は」を「年齢18歳以上23歳未満であつて航空学生試験に合格したものは2等海士たる自衛官に、年齢18歳以上21歳未満であつて航

空学生試験に合格したものは」に、「採用」を「それぞれ採用」に、「現階級」を「現に任命されている階級」に、「異動」を「転官」に改め、同項第3号中「一に」を「いずれかに」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年12月9日から施行する。